平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4										府 省 ʃ	宁 名	文 i	部科学	省	
対象	税目	個人	、住民税	法人们	主民税	住民税	(利子割)	事業税	不動産	取得税	固定資産和	事業	所税	その他	,(都市計ī	画税)
要望 項目名		公益	公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置の拡充													
要望内容(概要)		1	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する伝統芸能の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る 固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減する。													
		施調の記され	国定資産 受に対し 果税標準 下動産取 当該不	、て課す ≧となる 双得税に	都市計 る固定 べき価 ついて 取得に	資産税 格の2 、公益 対して記	又は都市 分の 1 の 社団法人 課する不	計画税の 額とする 又は公益	課税標準。 。 財団法人	達は、当該 、が、重要	団法人が所存 核土地及び 受無形文化原 算定につい	家屋に係	系る固	定資産和 めの施	说又は都市 没を取得し	計画税
関係	条文	Į.	也方税法	去附則第	第11釒	条第1 [·]	1 項、第	1 5 条第	28項							
	収 2額	(ネ	7年度)	▲ 4 ⁻	1 (—)	(2	平年度)	▲ 41	(—)	(単位:	百万円)					
	҈額	()	1) 政贸 公益社団	度目的 引法人又	は公益	財団法	人が所有	する能楽	堂など伝	云統芸能	百万円) の公演施設 図り、ひい					
見返	҈額	(1 講る (前) でも 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	1 A f	意法に	は、 性表の、るはるがない。	財ののなるないの、伝無開いる	人演 統形が 合開 続いな 、を 公行	すは特に はいまた まない はいまた はいまた はいまい はいまい はいしょ はいしょ はんしょ しょく はんしょく はんしょく かんしゅう はんしゅう はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんし	堂など位 賞機会の 長いそ、 いそ、 などが かながま	伝統芸能の確保を「 を と のののひい を は のでで が 行 た に た い た の た の た い た た り た り た り た り た り た り た う た う た う た	の公演施設	ては伝統 その芸術 弋への付 がその何 . 伝統芸 ければず	充芸 特果西 きない	の着実 高め承 認識 し、 種類に まれい。ま	な保存・組 れたかけた ためには、 、保存・組 よっては ^料 た、これら	業承を図 がえのなと ままに を選手別の形
見返	望す にる	(1 講る (前) でも 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	1 A f	意法に	は、 性表の、るはるがない。	財ののなるないの、伝無開いる	人演 統形が 合開 続いな 、を 公行	すは特に はいまた まない はいまた はいまた はいまい はいまい はいしょ はいしょ はんしょ しょく はんしょく はんしょく かんしゅう はんしゅう はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんし	堂など位 賞機会の 長いそ、 いそ、 などが かながま	伝統芸能の確保を「 を と のののひい を は のでで が 行 た に た い た の た の た い た た り た り た り た り た り た り た う た う た う た	の公演施設 図り、ひい で培り、は かてはりなし な を保有しな を保有しな	ては伝統 その芸術 弋への付 がその何 . 伝統芸 ければず	充芸 特果西 きない	の着実 高め承 認識 し、 種類に まれい。ま	な保存・組 れたかけた ためには、 、保存・組 よっては ^料 た、これら	業承を図 がえのなと ままに ままに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	政策目標13「文化による心豊かな社会の実現」(優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国 固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。)に対応する もの。
合理性	政策の 達成目標	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固 定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいて は伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置
	同上の期間中 の達成目標	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固 定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保を図り、ひいて は伝統芸能の着実な保存・継承を図る。
	政策目標の 達成状況	平成23年1月以降、8法人(9施設)が公益認定を受けており(平成24年7月現在)、今後も特例民法法人から公益社団法人又は公益財団法人への移行は増加することが見込まれる。本優遇措置を講ずることによって、重要無形文化財の公演のための施設の維持や鑑賞機会の確保、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
	要望の措置の 適用見込み	14施設(平成24年7月現在)
有効性相当性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	公益社団法人又は公益財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、これらの施設の維持や鑑賞機会の確保が図られ、ひいては伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	①重要無形文化財保存特別助成金(平成24年度予算額 232百万円) ②重要無形文化財伝承事業費補助(平成24年度予算額 328百万円) ③重要無形文化財等公開事業費補助(平成24年度予算額 46百万円)
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記①、②、③の補助金は、重要無形文化財の保存・継承のための事業に対し、特に予算措置を 行うものであり、伝統芸能の公演に必要不可欠な施設の維持を目的とするものではない。
	要望の措置の 妥当性	公益性等の一定の基準を満たす主体に対し、広くインセンティブを与え、伝統芸能の公開等を促すことにより、住民、ひいては国民の伝統芸能の鑑賞機会の確保が図られる。また、それぞれの法人の活動を活発化することは、それぞれの地域で育まれてきた文化の保護につながり、地域文化の振興に資するため、地方税で措置することが適当である。
	ページ	4—2

税負担軽減措置等の 適用実績	平成23年1月以降、8法人(9施設)が公益認定を受けており(平成24年7月現在)、平成24年度より適用される見込みである。なお、法人に対する課税実績に基づき、軽減措置が適用された場合の減収見込額は41百万円である。
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	本税制により、伝統芸能の公演のための施設の維持や、住民ひいては国民の鑑賞機会の確保が図られ、伝統芸能の着実な保存・継承が図られる。
前回要望時の 達成目標	固定資産税等の優遇措置を認め、これらの法人の活動を活発化させることで、低廉な価格による 公開活動を促進する。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	平成23年1月以降、8法人(9施設)が公益認定を受けており(平成24年7月現在)、今後も特例民法法人から公益社団法人又は公益財団法人への移行は増加することが見込まれる。
これまでの要望経緯	平成20年度 本税制優遇措置の創設(平成20~22年度) 平成23年度 2年間の延長(平成23・24年度)
ページ	4—3